

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷六十四第

行發日一月一年三十和昭

## 新年特別號

- 資本主義と戦争……………文學博士 高田保馬
- 絶對國家……………經濟學博士 作田莊一
- 農地自治管理論……………經濟學博士 八木芳之助
- ナチス主義と經濟的自己責任の原則……………經濟學士 中川與之助
- 工場内住居施設に就いて……………經濟學士 大塚一朗
- シュモラーの國民經濟學方法論……………經濟學士 白杉庄一郎
- 重農派租稅論の基礎問題……………經濟學士 島 恭 彦
- 國際收支均衡の理論……………經濟學士 松 井 清
- 近代地代理論について……………經濟學士 山岡亮一
- 投資乘數の理論……………經濟學士 飯田藤次
- 國際收支策としての輸入統制……………經濟學博士 谷口吉彦
- 共同體の人間學的考察……………經濟學博士 石川興二
- 新着外國經濟雜誌主要論題……………

(禁 轉 載)

# 重農派租稅論の基礎問題

島 恭 彦

## 一 重農派租稅論の立場とその問題

租稅論は重農學派の體系の重要な部分である。この學派の創設者ケネーは言ふまでもなく、ミラボー侯は「租稅理論」の一書を著し、メルシニ・ド・ラ・リビエールは重農主義を體系化したと云はれる。「政治社會の自然的秩序」の前半を租稅論に當て、デュボン、チュルゴー、アベ・ボオドー等はそれ／＼租稅に關する理論的、實際的勞作を發表してゐる。かやうに重農派が租稅論に特別の注意を拂つたと云ふことは、云ふまでもなく舊制度の改革について租稅制度が最も大なる問題を提供してゐたからである。併しまた經濟學をその樞軸とし乍らも、廣く政治、社會問題の考察にまで及び、デュボンの所謂「フィジオクラシー、即ち人類に最も有利な政府の自然的構造」(Physiocratie, ou constitution naturelle du gouvernement le plus avantageux au genre humain)の研究を目的とする重農派の體系は、複雑な構造をもつ租稅問題を全體的な聯關に於てとらへるに特に適してゐたとも考へられやう。ところでこの重農派の租稅論の基礎的な問題(それは同時に經濟學の問題である)は何か。私はこれを一口に、租稅と私有財産殊に土地所有の矛盾を合理化することであつたと思ふ。このことは先づ革命前のフ

ランスの社會狀勢とそこで重農派の占める立場からして説明する必要がある。

フランスにはルキ十四世の時代始めて中央集權政府が成立し、まだ半分封建的狀態にある國土を統治し始めた。この國家は封建騎士團の解體の後に成立した強大な軍隊及び貴族第三身分の一部より成り而も中央政府より俸給を支拂はれる近代的な官僚機構に支へられてゐる。かやうな組織は莫大な貨幣を必要とする。租税は周く金納化されると同時に、高利貸資本 (Financier) がこの國家の支柱となつた。そして貨幣化された行政機構とフィナンシエの一部たる租税請負人の手は、まだ充分商品經濟化してゐない農村にまではりめぐらされた。こゝにフランス農村の深刻な窮乏と封建財産の没收が開始される。この狀勢はフィナンシエによつて吸収された貨幣が工業の助成と宮庭の亂費戰爭等につきこまれた爲に一層悪化した。封建社會の殘滓を強力的に解消するには、まことに財政の權力が必要だつた。宰相リシリユーはこのフィナンスの作用を世界を持ち上げることの出来るかのアルキメデスの槓杆の原理にたとへたと言ふ。<sup>1)</sup> 併し封建的土地所有と、それに基礎を置く家長的支配になほ多分の未練を持つてゐる重農派の立場からすれば、財政と貨幣の收奪的作用は咀はしいものであつた。果してミラボールの租税論の最後の一句は「憎むべき言葉、フィナンシエを絶滅しなくてはならない。」<sup>2)</sup> で終つてゐる。ミラボールはこの書物の中で、租税と農業の利益を調和しやうと試みたが、ケネーも亦、金融、財政上のわずらはしい技術よりも農業國の簡素な自然的統治を推賞し、略奪的な租税を改革して土地財産の利益に一致させやうとした。かやうな租税と土地財産の調和論に於て、重農派は一般に貨幣財産に對する封建財産の擁護者としての姿態をとつてゐる。これは一種の擬制であり、實は彼等の辯護するものは近代的な私有財産なのであるが、この擬制は他

1) Oncken, Geschichte der Nationalökonomie, S. 162.

2) Marquis de Mirabeau, Theorie de l'impôt. (1760) «...il ne faut gué supprimer, dis-je, le mot odieux, Financier.»

人の眼を欺き、また自らをさへも欺くほどの巧妙なものであつた。而も彼等はこの財産の「庇護權」(Autorité tutélaire)を世襲的王制に求める。<sup>3)</sup>この國家はその基礎を土地財産の課税の上に置き、土地財産はこの國家によつて保護される。これが重農派の言ふところの租税權と財産權の調和であり、兩者の自然的秩序である。

吾々は革命前のフランスに於て貨幣經濟にまきこまれた國家行政を憎み、農業と自然を愛するもう一人の思想家ルソーを知つてゐる。彼は「民約論」の中で次の様に言つてゐる。「金錢を與へれば、諸君はまもなく鐵鎖をもつやうになるだらう。財政 (finance) と云ふ言葉は奴隸の言葉であつて、都市國家には知られなかつたものだ。眞に自由な國に於ては市民は萬事を自分の腕でして何事も金錢ではしない。<sup>4)</sup>」ルソーはかう言つて、金納租税の廢止と夫役制度への復歸を主張してゐるが、この恐ろしく極端な復古主義に較べると、重農派の方がまだしも近代である様に見えるだらう。重農派の理想は農業國家ではあるが、それは夫役や現物税が廢止され金納租税によつて統一された大國家であつた。併し他面から見れば、ルソーは人民の農業と勞働奉仕に基礎を置く小共和國の理想の中に重農派よりは、はるかに近代的な人民主權説を述べたのであつた。然るに重農派はあくまで土地貴族の立場に近く、ルソーの最も嫌惡する專制主義の擁護者であり、專制國家の庇護の下に土地財産の自然的秩序を維持しやうとする。ルソーでは政治體を自然的秩序に引き戻すためには、しばし人民の社會契約の解除と革命によらねばならないが、重農派では自然的秩序は、たゞ專制君主の啓蒙によつて政治體の内になめらかに滑りこむ。この重農派の立場は伊太利トスカナの領主やバーデン公・フリードリツヒに單稅論を説いてまはつたデュボン、ミラボー等の稅制改革運動の中に窺はれやう。

- 3) Dupont de Nemours, De l'origine et des progrès d'une science nouvelle. (1768).
- 4) J. J. Rousseau, Contrat social liv. 3 chp. 15. 邦譯、平林氏譯、民約論 (岩波文庫)

吾々は、併し乍ら、右の様な重農派の保守性に對して新しい側面をも考察しなければならない。重農派が略奪的な租稅に對して擁護しやうとしてゐる土地財産は、もはやその當時のフランスでは封建的地盤に於いて維持されるものではなかつた。この事實は他の誰よりも重農派自身がよく知つてゐた。土地財産を維持するのは古代の奴隸でもなく、中世の農奴でもない。勞働の自由を獲得した近代的な賃銀勞働者と動産を所有してゐる農業企業家である。従つて重農派は廣く農民・勞働者に課せられる人頭稅や夫役、或は資本の取引に課せられる流通稅の廢止を主張する。この場合には、あれほど非難された國家のフィナンシエは資本家的農業の金融のために迎へられ、重農派は何時の間にか貨幣財産の擁護者となつてゐる。勿論この商業自由の主張は農業のためのものに過ぎず、商工業のためのものではなかつたと言へやう。そして例へばチュルゴの後任の大藏大臣で銀行家であるnetzケルの保護主義の方が商工業の直接的利益を反映してゐたとも言へやう。併し當時のフランスでは、商・工業はまだ國家の保護下にあり、意識的な階級を形成しなかつたと云ふ理由で、却て産業資本の普遍的な理想は、商工業と直接の關係にある銀行家netzケルよりも、資本主義的土地所有の利益を代表する重農派の口から洩れたのであつた。重農派の説く節約と勞働の倫理は、早期資本主義の租稅權力と結合した奢侈と浪費に對立するものである。ミラボー侯は「最も富み最も強い君主とは最少の收入で最大の事業をなす人である。」<sup>5)</sup>と言つてゐるが、この言葉の中に既にマンチェスター派の財政原則が明瞭な形でうち出されてゐるのを見るだらう。また重農派の標語となつた「財産、自由、安全」はマーカンテリズム時代の荒々しい原始的蓄積に對立するものであるとも考へられやう。重農派はかくして資本主義初期の權力と收奪の政治學に對して租稅と財産の自然的調和を説法する

5) Mirabeau, Theorie de l'impôt. p. 137.

政治經濟學を對立させた。この對立はたしかに歴史的意義をもつものであつた。併し吾々は同時にこの進歩は中途半端に終つたことも認めねばなるまい。重農派は租税の權力的性質や、租税と私有財産の矛盾等の現實的な問題を理解せず、彼等の説く租税の自然的秩序なるものは單なる抽象概念に過ぎなくなつた。これは以下重農派租税論の基礎問題を分析する際明かにされるであらう。

## 二 租税と私有財産の自然法的解釋

私有財産は政治體（國家）の形成に先行する自然的秩序であると云ふことは、重農派の重要な命題であつた。従つて彼等によれば、すべて人爲的に形成された制度や權力（主權、租税權等）が恣意的でなく自然的である爲には、この私有財産の自然的法則に順應しなければならぬ<sup>6)</sup>。ところで財産權が政治體に先行すると言ふことは、歴史的事實であるよりも一そう論理的な意味に解釋されてゐる。たとへ財産權の發展や、其に基礎を置く政治體の成立について歴史的考察の試みられる場合があるとしても、其は恰も草木の自然的成長に似たものであり、また頗る合理主義的に理解された歴史である。そして現實の歴史に現れる權力的な收奪や階級闘争等の現象は、むしろ偶然の出來事として理論的考察の外に置かれるのである。併し其にしても右の様な政治體、従つて又租税權と財産權の關係についての重農派の見解は、一つの科學的收穫をもたらしたことを一應認めていゝだらう。其は人類の物質的生活から政治社會や統治權、租税權の構造を理解する仕方である。ケネーは「自然權」に關する論文の中で「社會の形態はかくて多かれ少かれ各人が占有し、その維持と所有を確保しやうとする財産に依存する。』<sup>7)</sup>

6) Quesnay, Le droit naturel, Oeuvres, ed par Oncken. p. 359-377. Despotisme de la Chine. § 14-19. 尙 Dupont de Nemours の著書 De l'origine et des progrès d'une science nouvelle. にはケネーの思想の次の様な解説がある。「人類の間の一切の契約に先行する一つの自然社會が存在する。この社會に於ては人々は絶對的正義から出た相互の權利と義務とを有する。…… 契約以前に存する權利とは生活資料と幸福を獲得する自由と人的財産及び勞働の結果

と言つてゐる。吾々はしばらくケネーに従つて財産權と政治社會の相互關係及びその歴史を考察しやう。これはやがて租稅と私有財産に關する重農派の思想を解明する鍵を與へるだらう。

人類が始めて神から與へられた財産は人間の勞働力であり、これを以て蒐集された自然の產物である。この二つの財産を重農派は一般に人的財産 (*propriété personnelle*)、動的財産 (*propriété mobilière*) と呼び、これを如何なる權力も奪ふことの出来ない人類の最も原始的な財産權とする。けだしこれがなければ全人類は忽ち死滅するからである。この財産の所有は人間の勞働力に限界性の存することによつて自然的に制限されてゐる。こゝでケネーは各人に自然的に保證されてゐる私有財産權を想定してゐる。従つて彼はかのホッブスの説いた様な人類の自然狀態、即ち「すべての人間のすべてのものに對する自然權」 (*Natural right of every man to every thing*) を否定する。ホッブスはすべての人間がすべてのものに對する權利を主張して鬭争する血腥い狀態を、ケネーは各人が自分の勞働生産物に満足し、又他人の所有權を尊重して生活する平和な自然狀態を考へてゐる。この人類の自然に關する見解の相違が租稅權の解釋の相違となつて現れることは後に明かにされるだらう。さてケネーは人類の鬭争よりも人類の結合と秩序の方に注目した。彼に従へば財産權の發展の段階に應じて一定の人類の社會的結合が存在する。人類の最初の社會は母と子の間に結ばれる血族社會であり、次は更に廣い範圍に互り而もなほ婚姻關係を基調とする未開人の社會である。これらの社會では、ひとは専ら外敵侵入の防禦に力を用ひ農業に専心することが出来ないから、この社會の財産はなほ人的、動的財産の範圍を出ない。而もケネーはこの血族社會の成員間に於ける權利・義務の自然的配分狀態の中に、政治社會の成員間に於ける財産權と租稅負擔の「公正な配

る其他の財産とに關する。義務とは慾望に満足せしめる勞働及び他人の自由、人的財産及び其他の財産の尊敬を意味する。」こゝにデューボンが契約と云つてゐるのはたゞ成文法の意味に過ぎずルソーの意味する社會契約ではない。

7) Quesnay, *Le droit naturel*, Oeuvres, par Oncken. p. 373.  
8) Hobbes, *Leviathan*. Works. Vol. III. Chap. XIV.

分」の雛型を求めやうとしてゐる。さてその中に人類は人口の増加と共に、一定の土地に定住して耕作に従事する様な段階に達する。こゝで勞働と動産が土地に投下され次第に土地財産 (Propriété foncière) が形成される。併しそれと同時に農業と土地財産を保護する強力な庇護權 (Autorité tutélaire) が必要になる。原始社會は政治社會に移行し、從來の慣習法の外に實定法と強力な君主權とこれを支持する租稅權が設定される。<sup>9)</sup> 以上のケネーの見解は、人類社會の歴史を權利・義務とか財産權とかの近代的觀念を以て割り切らうとするあまりにも合理主義的な態度を除けば、相當科學的根據のあるものと考へねばなるまい。然るにこゝに重農派に固有な一つの問題が生じる。即ち主權と租稅權を伴ふ新しい政治體(國家)は原始社會と異り自然的秩序を遙に離れた人爲的乃至理性的な構體ではなからうか。これはすべての重農主義者が當面し解決しやうとした問題であつた。重農派の解答は云ふまでもなく人爲的な政治社會にも自然的秩序を肯定する見方である。重農主義を體系化したりビエールの書物は恰も「政治社會の自然的・本質的秩序」(L'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques) と言ふ題名を持つてゐる。

然らば政治社會の自然的秩序とは一體何を意味するのであらうか。それは元來この社會の基礎たる土地財産そのものゝ自然的秩序であり、またかゝる財産の法則に合致してゐる政治體の諸制度の自然的秩序である。たしかに土地財産は勞働力や動的財産と異なる人爲の產物である。併し重農派によれば土地財産は暴力によつて收奪されたものでなく、勞働力や動的財産から自然に發生し、それによつて獲得されたものである。従つて勞働力は人類が生活する限り奪ふことの出来ない財産であると同様に、勞働力によつて形成された土地財産も人類の物質的

9) こゝで十九世紀獨逸の財政學者 Vocke を思ひ出すの無意義ではあるまい。彼は公正なる租稅と云ふ理想は人類史を貫く不變のイデーだと考へた。従つてこの近代的租稅倫理を古代の家族社會に探し求めるケネーと同様な誤謬に陥つた。Vgl. W. Vocke, Abgaben, Auflagen und Steuer vom Standpunkte der Geschichte und der Sittlichkeit (1887).

10) Quesnay, Le droit naturel p. 370-373.



生活が発展する限り、暴力によつて奪ふことの出来ない神聖不可侵の權利である。<sup>11)</sup>こゝに財産は一般に勞働によつて獲得されたと云ふ辯護論が現れる。何れにせよ土地財産が自然的秩序に適へるものとすれば、これを保護する政治體、これを支持する租稅權も亦自然的である。かうして重農派によれば租稅權に支へられた政治社會は人類の物質的生活従つて又私有財産の發展の必然の產物なのである。

ところで租稅權の究局の目的は土地財産の保護にあるとしても、租稅の賦課されるのは、やはりこの土地財産に他ならないから、租稅は財産の侵害少くとも制限にならないだらうか。この租稅の目的と手段の矛盾を重農派は「純生産物」<sup>プロダクト</sup>と云ふ新しい觀念によつて解決する。一般に租稅は財産の収益たる純生産物から支拂はれる。收益の一部の徴收は決して財産そのものゝ侵害ではない。のみならず純生産物は農業に對する國家の庇護によつてますます増大するとすれば、その一部が租稅によつて君主に歸屬するのは當然である。租稅はかくて財産の收奪でなく、却て財産増殖の原因であり結果である。重農派によれば君主は全地主の利益を代表する大地主であり、土地共有權 (copropriété) の主體である。<sup>12)</sup>地主の私有地は元來、この共有權の分割されたものであり、租稅は私有地確立の結果として地主から君主の共有權に對して支拂はれるものである。従つて君主は自分の收入(租稅)を確保するためにすべての私有地を保護しやうとし、地主はまたこの庇護權を確立するために、君主に租稅を納めやうとする。かくて君主と地主の利益は租稅を通じて緊密に結ばれ、租稅は永久に破られざる自然的秩序となる。こゝで吾々は私有財産に割り切られた社會にどうして共有權<sup>コプロピエテ</sup>従つて、又租稅權の存在する餘地があるのかを問ふてゐるひまはない。とにかく重農派では君主の共有權(租稅權)と市民の私有財産權は矛盾なく並存してゐる。市民

11) Mercier de la Rivière, L'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques. (Physiocrates. 2 Partie par Eugène Daire p. 617).

12) de la Rivière, L'ordre naturel des sociétés politiques. Chap. I. Vgl. Carl Knies, Carl Friedrich von Baden, Blieflicher Verkehr mit Mirabeau und du Pont. Bd. 1.

の財産権の強化は租税権の強化であり、この逆もまた眞理である。併し同時に重農派は租税権と私有財産権の混同を警戒する。この混同は君主が國家を自分の私有財産視する「朕は國家なり」の状態であり、こゝでは租税は市民の財産を沒收する手段となるからである<sup>13)</sup>。重農派は私有財産に關する限り共和主義者であつた。

重農派は以上の様に租税権と私有財産権とを調和し合理化しやうとする。そして租税の收奪的、權力的性質を蔽ふために細心の注意を拂ふ。例へばミラボー侯の如きは納税義務を、不作の年には君主が人民に食を給與すると言ふ條件で、豊作の年に人民が君主の穀倉を満たす義務に喩へたほどである<sup>14)</sup>。一般にかうした家長的、封建領主的國家觀租税觀は重農派につきままとつてゐる。ケネーのアジア的專制國家に對する讚辭も亦この一例である。またアベ・ボオドーの如きは租税 (impôt) と言ふ語にともなふ權力的觀念を蔽ふために、君主と地主の間の分配 (Partage) と呼び、これを勞働者と耕作者、耕作者と地主の間の分配と同列に置かうとした<sup>15)</sup>。君主と地主の間の平和な生産物の分配、これが重農派の所謂自然法に適へる租税であつた。

さて前にも一言してをいた通り、右の様な調和論的租税觀はケネーがホッブスの自然觀を否定した際に既にその徴候を示してゐたものであつた。ホッブスの自然状態は萬人の萬人に對する戰爭状態である。彼によれば人類の様々な社會的結合及び公約權力は、かゝる鬭爭状態を克服するために成立するのであるが、この結合の内では平和に仲よく生活するわけではなく、反對に其處には尙一切の對立と矛盾が潜在してゐる。従つてあらゆる黨派と階級の權力争を克服するために終に國家と云ふ新しい結合が強大な權カ「レバイヤザン」として出現しなければならぬ。ホッブスが國家に個人の財産を規定し、無制限に課税し得る權カを認めたのはかうした理由か

- 13) Mirabeau, *Theorie de l'impôt*. p. 129. 「君主は國家の主人である。併し君主は國家ではない、またさうなる事は出來ない、彼は庇護權として、すべての私有財産を保護し、それに參與する權利を持つ。併し彼は決して唯一の私有者となる事は出來ない。」
- 14) Mirabeau, *op. cit.* p. 129.
- 15) L'abbé Baudeau, *Introduction a la philosophie économique ou analysé des*

らであつた。<sup>16)</sup> このホッブスの權力と鬭争の交錯に關する觀念は、そのまゝでは何等社會經濟的基礎づけのなされてゐない抽象的なものに過ぎないが、それにしても人類社會史の一部としての租稅史(從つて又租稅の本質)について少からぬ示唆を與へてくれる。古代の貢納制、中世の夫役制は言ふまでもなく、近代國家の租稅制度さへも何等かの勢力關係を含んでゐるものであり、其故にこの勢力關係の交替につれて公然の或は暗黙の鬭争を誘發し、舊制度は徐々に或は急激に變革される。租稅の歴史とからみあつてゐるこの「權力」と「鬭争」(抽象的な言葉だが)の事實を無視して、租稅の「本質」を視定しやうとすれば必ず獨斷論に陥るだらう。ケネーはホッブスに反して人類の自然に於ける權力的鬭争の事實を無視した。人類は勞働による生産物に甘んじて、これを人類の間の自然的結合によつて確保してゐる。ケネーでは、租稅は支配や征服によつて成立したのではなく、かゝる原始社會の内部に於ける各成員と社會全體の間の權利義務の合理的な關係が自然的に生長して成立したものである。従つて租稅の中には、個人の利益と社會全體の利益の見事な均衡状態が存してゐるのである。尤もケネーは暴力や支配の歴史を否定したわけではなく、古代ローマの屬領に對する掠奪や專制君主の商人や隊商に對する強制的課稅等の事實をあげてゐる。かやうな舊い事實を持ち出すまでもなく、十八世紀フランスに出現したフィナンシエと租稅權の結合によつて、租稅は農民に對する商工業金融業者グループの收奪の手段となつたことを、重農派はすべて認めてゐた筈である。ところがケネーを始めとして重農派に於ては、かやうな歴史的事實は租稅の自然的秩序の理論的考察にとつて全く無關係のものであつた。即ち掠奪は歴史的事實であるけれども、其は恰も猛禽の襲來が勿ち家畜の間の「公正な分配」を攪亂する様に人類の自然性に反する非合理的なものであると云ふ理由で。

états policés. (Physiocrates. ed. par Daire 2 Partie) p. 760-763.

16) Hobbes, Works. Vol. III. Chap. XVIII.

かうして租税の自然法の理論と租税の歴史とは區別される。租税の自然的秩序は理想であり現實ではないのだ。一般にかやうな意味に於ける「理論」は現實を含まない薄弱なものとならざるを得ない。<sup>17)</sup>例へば前述した租税権の基礎づけとしての君主の共有権なるものを見やう。重農派によれば、この共有権は一切の私有財産の庇護と安全に基く権利なので、私有財産権と共有権の強化は歩調を合せて進む。併しこの共有権則租税権と財産権の調和論は空虚な樂觀論に過ぎない。政治體の内部の對立と矛盾、特に專制政治の矛盾についてすぐれた見解を持つてゐたルソーはかやうな調和論を次の様に反駁してゐる。「政治の説法者等が、人民の力はとりもなほさず國王の力なのだから、國王にとつて最大の利益は人民が富み榮え、人口が多く、強大であることだと言ふだらうが、そんなことを言つても何にもならぬ。國王はそんなことは嘘だと言ふことを知つてゐる。國王の個人的利益は、先づ第一に人民が弱くて、貧しくて、國王に反抗する力をもたぬことだ。」<sup>18)</sup>實際ルソーの言ふ通り、專制國家は大多數の國民の貧困と隸屬の上に強大な統治權と租税権をうち立てることが出来る。この矛盾は重農派の様に國王の富を國民の富の機械的な集合、或はその直接的反映と考へてゐる限り理解し難いことである。

重農派は租税権を私有財産の生成發展から基礎づけやうとした。その限りで、それは租税の科學的な理解に一步近づいたと言へる。併しこの基礎づけは私有財産権に對する限りなき辯護的立場からなされたので、財産権と矛盾する數々の現象は考慮の外に置かれた。かうして重農派の理論は、租税権と財産権の單なる調和論に終り、その間の對立と矛盾を理解しなかつたのである。吾々は更に次節で、私有財産権の周邊を形づくる資本主義社會（重農派の所謂政治社會）の具體的な事情を考慮に入れた上で、この調和論的租税論の他の側面を検討して見やう。

17) ケネーの歴史乃至歴史的方法に對する輕蔑の念は次の言葉に現れてゐる。「國民の歴史や人類の觀ちの歴史の中に教訓を探し求めてはならぬ、それ等は底知れぬ無秩序を示してゐるだけだ。歴史家は自分達の讀者の好奇心をみたさうと努力してゐるに過ぎない。彼等の文字通の博學はこの歴史の混とんを解明する知識をもたらずに充分でない。」Despotisme de la Chine. Oeuvres. p. 641.

18) Rousseau, Contrat social. liv. 3. chap. 6.

### 三 資本主義社會に於ける租稅の自然的秩序

重農派の所謂自然的な政治秩序は、土地財産とその課税に基礎を置く農業國であつた。併し土地財産が重農派の意味する様な近代的な私有財産となつた瞬間から土地の賣買と抵當制が発生する。重農派自らも財産權は必然的に財産の賣買と移轉の自由を含んだ概念であることを認めてゐる。<sup>19)</sup>さうである以上、この農業國は封建社會と全く異つた相貌を呈しなければならぬ。また君主の庇護權及び租稅權と地主の私有財産權の相互關係(私は一應これを租稅關係と呼ぼう)もまた自ら封建社會とは異つた意味を持たねばならぬ。もはや人間は一定の土地に結びつけられるものではなく、土地は時々刻々賣買される。封建社會の支配者と土地所有者の間に結ばれてゐた固定的、人格的租稅關係乃至勞務奉仕の關係は解消し、次々に新しい貨幣財産の所有者が土地を購買し、次々にこの租稅關係の内部に入つて来る。租稅負擔はかゝる賣買の中にあつて、租稅轉嫁論の用語に従へば、前轉、後轉或は資本還元されあらゆる方向に分散する。かうしてこの社會では土地財産に對立する貨幣財産の運動によつて租稅關係は不斷に流動的な状態にある。かゝる社會の何處に租稅の自然的秩序が見出されるであらうか。租稅と土地財産の調和が存在するであらうか。重農派は一方では土地本位の封建的な租稅關係の擁護者ではあるが、他方ではまた熱心な商業自由の主張者である以上、この新しい租稅關係を自然的秩序に適へるものとして承認し、租稅、土地、貨幣の三角關係を合理化しなければならなかつた。

吾々はこの一例として土地財産の賣買と云ふ事實に最も注意を拂つたド・ラ・リビエールの説を紹介しやう。

19) Mercier de la Rivière, L'ordre naturel des sociétés politiques. p. 615.

彼によると完成した政治社會では商業自由の原則が確立し、土地と貨幣とは密接に結びつき、この兩者の競合によつて成立した正常な平均價格で土地は賣買される。この社會では貨幣財産の所有者にして新たな土地の獲得者は次々に君主の庇護權と租稅權の支配下に入つて来る。云ひかへると、新たな土地購買者と君主の間に君主は土地財産を庇護し、新地主は純生産物に應じて納稅すると云ふ變務契約 (Contrat synallagmatique) が結ばれる。そして「この時以來この土地購買者は自由にまた自發的に君主と一つの社會を形成する。」<sup>20)</sup>のである。併しこの新しい社會は、リビエールに従へば、舊き土地所有者と君主の間に結ばれてゐた租稅關係の自然的秩序をそのまま保存してゐるのである。前節で吾々の見たところによれば、租稅の自然的秩序とはその基礎にある財産をそのまま保存してゐるのである。即ち勞働によつて合法的に獲得された財産に基礎を置き、これを庇護する租稅權こそ自然的秩序にかなへるものであつた。して見れば、この場合も新舊兩社會を媒介する土地の賣買は完全な等價交換であり、詐欺や強制によるものでなかつたことを前提せねばなるまい。リビエールでは貨幣財産は一般に勞働によつて蓄積されたものであり、またこれが土地と交換される場合には舊地主の土地に投下した經費を完全に償還すると云ふ理由で、土地の賣買は正當視される。土地が何回賣買されても、新たな土地購買者は常に最初の土地所有者を代表し、これと正當な價值關係を保つてゐる。<sup>21)</sup>従つて舊地主と同様に新地主も亦君主の庇護權と租稅權の下に立つ權利・義務を持つてゐる。リビエールの以上の主張は舊秩序の擁護者と見えながら、その實新しい社會秩序の代辯者であると云ふ重農派一般の立場を最もよく示してゐる。併し實際は新舊兩社會の橋渡しをする土地の賣買は自由な平等な行爲ではない。殊に産業資本の發生を準備する段階では、貨幣資本家の土地獲得は舊地主を土地か

20) Mercier de la Rivière, L'ordre naturel des sociétés politiques, p. 453.

21) de la Rivière, op. cit. p. 465.

ら解放して無産者に轉化する作用を持つてゐる。この事實は後期重農派の一人チュルゴーも認めてゐた。<sup>22)</sup> 土地賣買の不平等はこの賣買の際に起る租稅の轉嫁(所謂地租の資本還元)を考慮に入れると更に明かになる。リビエール自身も土地購買者は、その土地を租稅負擔の資本還元額だけ安い價値のものとして買収し、租稅はそのために消却せられ、新地主は租稅を支拂ふにも拘らず計算上は租稅を負擔しない様になると言つてゐる。<sup>23)</sup> して見ればそれだけ安い價格をうけとつた元の土地所有者に租稅の全額は轉嫁され、彼はこの賣買に於て財産の一部を没收されたことになりはしないだらうか。重農派的調和論の繼承者アダム・スミスでも土地賣買の不平等性を承認し、これに課する租稅は何時でも必要にせまられて、土地を賣却しなければならない賣手に轉嫁されることを認めてゐる。<sup>24)</sup> 吾々はかくて貨幣と土地の利益の間に試みられた調和論は失敗に歸したことを認めねばなるまい。資本主義社會は舊き秩序の自然的に成長したのではなく、舊社會の崩壊と舊き地主、農民の新しい社會秩序への隸屬關係の上にうちたてられたものだ。<sup>25)</sup> 自由競争の調和的作用を強調する重農派も結局新しい階級關係の成立を承認せざるを得なかつた。尤も土地所有の集中は借財(これを租稅の滞納としてもよい)を負つて土地を賣拂ふ怠慢な地主の責任に歸せられたが、それはともかく、この階級關係は重農派の租稅論に、如何なる問題を提供してゐるだらうか。

重農派では租稅を負擔するものは自然科學的範疇としての土地ではない。土地は所有者をもち所有者は勞働者を持たねばならない。従つて土地は私有財産であると同時に、また地主と勞働者の生産關係をも體現してゐる。かくして私有財産の法則に順應しなければならぬ租稅は、またその一面である生産關係の必然性にも順應しな

22) Turgot, *Réflexions sur la formation et la distribution des richesses*, § 10-13. (Oeuvres, par Schelle)

23) de la Rivière, *op. cit.* p. 451.

24) Adam Smith, *Wealth of Nations* ed. Cannan vol. II, p. 346.

25) チュルゴーも部分的にこの事實を認めてゐた、即ち彼によれば地主と耕作者の未分の状態は自然社會であり、土地所有權が確定せられ、地主と耕作勞働者

ければならない。ところで労働者は純生産物の生産者であり、地主はその取得者であるから、租税は純収入の取得者に限られ生産の原動力たる労働者は免税される。これは自然的秩序(資本主義的生産關係)にかなへる單稅論の主張である。この單稅論は政治社會を常にその物質的關係から理解する重農派の方法の當然の結果であつた。併しこの主張は近代政治社會のもつ租税の民主的イデオロギーと矛盾するものではなからうか。民主的租税倫理から見れば政治社會に生活する國民はすべて公共費を平等に分擔すべきであり、地主が獨り租税を負擔し労働者が免税されるのは不合理である。これは重農派にむけて幾度となくくりかへされた非難であつた。<sup>26)</sup>また十九世紀になつてからも獨逸のシェフレやシュモラーが所得税の問題に關聯して、人格主義の租税論を展開する際に、租税は國民的人格が負擔するので財貨(純收入)が負擔するのではないと主張した時、これは確かに重農派のうけるべき批判であつた。併しもしも重農派の租税論で人格が問題になつたとすれば、それは十九世紀獨逸の國民主義者が想定した様な自由にして平等な國民的人格ではなく、反對に人頭税(*taille personnelle*)の重壓の下に一定の差別的な人格を強要されてゐる農民其他勤勞階級であつたらう。重農派にとつては其故に人格をとらへる租税は壓制的であり、地主の純生産物に比例する物税(タインユール)こそ自然的であつた。これは獨逸の學者の非難する様な意味の唯物論ではなく、却て人格の解放にさへも通ずる思想である。かうして重農派租税論に於る人格は生産關係の中に一定の地位を占める地主か労働者である。この單稅論の前提は重農派の缺點ではなく、むしろ平等な國民的人格を前提してゐる形式的租税論に對してすぐれてゐる點であらう。併し吾々は他方で例によつてこの單稅論に含まれてゐる一つの假設を看過してはならない。確に租税は純収入に賦課されるべきであり、労働者は免税されるべきだ。だ

26) 27) 28) 29) 30) 31) 32) 33) 34) 35) 36) 37) 38) 39) 40) 41) 42) 43) 44) 45) 46) 47) 48) 49) 50) 51) 52) 53) 54) 55) 56) 57) 58) 59) 60) 61) 62) 63) 64) 65) 66) 67) 68) 69) 70) 71) 72) 73) 74) 75) 76) 77) 78) 79) 80) 81) 82) 83) 84) 85) 86) 87) 88) 89) 90) 91) 92) 93) 94) 95) 96) 97) 98) 99) 100)

1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 10) 11) 12) 13) 14) 15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24) 25) 26) 27) 28) 29) 30) 31) 32) 33) 34) 35) 36) 37) 38) 39) 40) 41) 42) 43) 44) 45) 46) 47) 48) 49) 50) 51) 52) 53) 54) 55) 56) 57) 58) 59) 60) 61) 62) 63) 64) 65) 66) 67) 68) 69) 70) 71) 72) 73) 74) 75) 76) 77) 78) 79) 80) 81) 82) 83) 84) 85) 86) 87) 88) 89) 90) 91) 92) 93) 94) 95) 96) 97) 98) 99) 100)

が分れる時から政治社會が成立する。政治社會は土地財産を實定法の體系を以て保護する。從つてチユルゲーの政治社會は階級國家である。Vgl. Réflexions. Vgl. L'abbé Baudan, Introduction a la philosophie économique. Chap. VI art. III. 4.

Schäffle, Mensch und Gut in der Volkswirtschaft. 1861. Schmoller, Die Lehre vom Einkommen (Tübing. Zeitschrift. 1863).



が現實の租稅制度はそんなに合理的なものではない。と云ふのは資本主義社會に於ては現實の稅制を左右するものは他ならぬこの純收入の取得者達であり、其處には單一稅を實行する様な合理的な力が缺如してゐるからである。重農派は自分達の「理論」に反逆するかうした現實を考へない空論家であつた。而も彼等は更に進んで單稅論の補強工作として「自由競争」なる概念をもち出す。即ち勞働者が自由市場に於て雇傭者に對して互に自由に競争するとすれば、勞銀は生活資料と租稅の價値に等しくなり租稅は雇傭者に轉嫁される。かうしてすべての租稅は結局純收入の取得者に歸着すると。けれども勞働力と資本の間に於ける「自由競争」の想定は、恰も先の土地財産と貨幣財産の間に於ける「平等な交換」の想定と同様に誤謬であらう。そしてこの勞銀稅の轉嫁論、從つてまた單稅論はケネーの所謂租稅の自然的秩序と同様に假設に基く「理論」に過ぎないであらう。

重農派は政治社會を物質的な生産關係に分析することによつて、その租稅論から形式的政治學の幻想（租稅の一般性と平等性）を追拂ふことが出來た。併し間もなく別の假設を租稅論の中に持ちこんだ。即ち十八世紀政治學に於ける「社會契約」の假象の代りに、經濟學に於ける「自由競争」なるフィクションを。この平和にして調和的な自由競争と云ふ觀念は權力と收奪の重商主義時代の終末を象徴するイデオロギー上の產物であつた。一方で何等の私的勢力をまじへない純粹な公的權力とその庇護、他方で何等の恣意的權力にさまたげられない安全な私有財産權と自由な商業、そしてこの兩者を結ぶに徵稅費の少い簡素な單一稅。これが重農派租稅論の全貌であり、また同時にフィナンシエと租稅權の結合による荒々しい原始的蓄積に對して向けられた批判であつた。併しこの批判は抽象的なものに終つた。財産と自由を辯護する立場からは收奪と權力の現實は理解し難いものであり、人

問の理性の及ばざる非合理的な領域であつた。そして彼等の辯護する財産と自由の概念及び、これと調和せる租税の概念が「純粹」であればある程、その對立物たる権力と收奪及び一切の矛盾にみち／＼た現實を含まざる抽象的な空虚な概念となる。この権力と自由のイズムの不幸な對立は租税思想史の中に様々の形をとつて現れてゐる。例へば十七世紀にはホッブスに對してロック、十八世紀には、重商主義に對して經濟的自由主義が現れた様に、十九世紀から廿世紀にかけて、有機的國家論を背景に租税の権力性を説くドイツ講壇財政學に對して租税の「純粹經濟的」分配（これは十八世紀政治學の租税利益説を經濟理論を以て巧妙に偽裝したものである）を説くザックス、リンドール、ウイクゼル等々が現れた。この對立の歴史を通じて租税論の「理論性」を擁護しやうとする姿勢をとるのは大抵の場合自由主義者の則であつた。私は決してこの自由主義の則からの反定立を租税理論の發展から見て無意義なものだとは考へない。併しそこに「理論」の名に於て數々のフィクションと調和論が持ち出されてゐるのを見落してはならない。重農派租税論の基礎問題の考察は吾々にかうした事柄を示唆してくれるのである。

**追記** 本稿では紙面の都合上、重農派租税論として普通論じられてゐる單稅論そのものよりも、むしろその背後の思想の検討に力を注がざるを得なかつた。この方面は從來殆んど看過されてゐたものであるだけに、本稿もまた何らかの意義をもち得るだらう。併し實は單稅論も考慮に入れなければ、重農派租税論の核心を明かにしたとは云へない。單稅論の理論的、技術的、性質、特に當時ボーバンの「王國十分の一稅」との差違については他の機會に論じやう。